

別紙 1（病院・診療所・薬局用）

保険医療機関等が遡及指定を希望する場合における要件の確認書類
（至近の距離への移転又は開設者のみの変更の場合）

医療機関・薬局の名称

該当するものに☑を記入すること。

【病院の場合】

☐	1つの保険医療機関の廃止と1つの保険医療機関の開設を伴う事例であること
☐	診療録等の引継ぎが行われること
☐	新医療機関において、旧医療機関を受診した患者の診療に係る問い合わせへの対応を行うこと
☐	旧医療機関の入院患者及び外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること
☐	旧医療機関における主な標榜診療科が、全て新医療機関において引き続き標榜されること
☐	新医療機関の管理者が、旧医療機関の管理者と同一の医師であること ※開設者が個人であって、当該開設者が管理者を兼ねている場合において、血族その他勤務する保険医との間で開設者及び管理者を同時に変更するときは、この限りではない
☐	旧医療機関で診療にあたっていた医師（常勤及び非常勤）のうち、概ね8割以上（小数点以下切り捨て）の医師が、新医療機関において常勤又は非常勤として引き続き雇用されること（所在地移転を伴わず開設者のみ変更する場合にあっては、原則として当該開設者を除く全ての職員が引き続き雇用されること）
☐	旧医療機関で診療にあたっていた常勤医師のうち、概ね5割以上（小数点以下切り捨て）の医師が、新医療機関において常勤医師として引き続き雇用されること

【診療所の場合】

☐	1つの保険医療機関の廃止と1つの保険医療機関の開設を伴う事例であること
☐	診療録等の引継ぎが行われること
☐	新医療機関において、旧医療機関を受診した患者の診療に係る問い合わせへの対応を行うこと
☐	（有床診療所の場合） 旧医療機関の入院患者及び外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること
☐	（無床診療所の場合） 旧医療機関の外来・在宅患者への診療が、新医療機関において引き続き行われること
☐	旧医療機関における主な標榜診療科が、全て新医療機関において引き続き標榜されること

☐	新医療機関の管理者が、旧医療機関の管理者と同一の医師であること ※開設者が個人であって、当該開設者が管理者を兼ねている場合において、血族その他勤務する保険医との間で開設者及び管理者を同時に変更するときは、この限りではない
☐	旧医療機関で診療にあたっていた医師（常勤及び非常勤）のうち、概ね8割以上（小数点以下切り捨て）の医師が、新医療機関において常勤又は非常勤として引き続き雇用されること（所在地移転を伴わず開設者のみ変更する場合にあっては、原則として当該開設者を除く全ての職員が引き続き雇用されること）
☐	旧医療機関で診療にあたっていた常勤医師のうち、概ね5割以上（小数点以下切り捨て）の医師が、新医療機関において常勤医師として引き続き雇用されること

【薬局の場合】

☐	1つの薬局の廃止と1つの薬局の開設を伴う事例であること
☐	調剤録等の引継ぎが行われること
☐	新薬局において、旧薬局を受診した患者の調剤に係る問い合わせへの対応を行うこと
☐	旧薬局の患者への調剤が、新薬局において引き続き行われること
☐	新薬局の管理薬剤師が、旧薬局の管理薬剤師と同一の薬剤師であること ※開設者が個人であって、当該開設者が管理薬剤師を兼ねている場合において、血族その他勤務する保険薬剤師との間で開設者及び管理薬剤師を同時に変更するときは、この限りではない
☐	旧薬局で調剤にあたっていた薬剤師（常勤及び非常勤）のうち、概ね8割以上（小数点以下切り捨て）の薬剤師が、新薬局において常勤又は非常勤として引き続き雇用されること（所在地移転を伴わず開設者のみ変更する場合にあっては、原則として当該開設者を除く全ての職員が引き続き雇用されること）
☐	旧薬局で調剤にあたっていた常勤薬剤師のうち、概ね5割以上（小数点以下切り捨て）の薬剤師が、新薬局において常勤薬剤師として引き続き雇用されること